

全農薬通報

No.259

平成21年 2月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・ 農薬工業会賀詞交換会(1月5日)
- ・ 日植防シンポジウム(1月16日)
- ・ 第6回農薬登録制度に関する懇談会について(1月22日)
- ・ 第70回植物防疫研修会(1月26日~30日)
- ・ 全農薬受発注システム利用説明会(1月30日)
- ・ 組合員名簿訂正
- ・ 組合員の異動
- ・ スカイツックヤマハ会 20周年記念
- ・ 訃報

◎主な行事予定

- ・ 全国農薬協同組合
- ・ 全国農薬業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・ 稲を適用作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて(1月29日)
- ・ 「飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正案」パブコメ
- ・ 飼料として利用される稲に対する農薬使用について
- ・ 平成21年度農林水産主要施策別予算概要

◎全農薬ひろば

- ・ クリスマス・ローズ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 農薬工業会賀詞交歓会

日時：1月5日（月）12時から

場所：経団連会館

出席者：松本理事長、青木副理事長、宮坂技術顧問、堀江参事

農薬工業会の新年賀詞交歓会が1月5日（月）東京・千代田区大手町の経団連会館で開催された。出席者は農林水産省を始め関係省庁、（独）農林水産消費安全技術センター、農薬学会、関係団体、報道関係者等約400名となり盛会であった。



○ 賀詞交換会で挨拶する井上農薬工業会会長と会場の様子

2. 日植防シンポジウム

日時：1月16日（金）13時から

場所：日本教育会館一橋ホール

出席者：宮坂技術顧問

（社）日本植物防疫協会主催のシンポジウム「防除に必要な情報の現状と課題」が、1月16日開催され、都道府県の行政、病虫害防除所、農業改良普及センター、試験研究機関、農薬メーカー等400名が参加した。シンポジウム開催に当たり岩本理事長から、「農家が求める情報とその提供の現状を検証し、今後の防除情報のあり方と敏速な伝達手段、農家に有効活用してもらうための課題解決を見いだす一助にして頂きたい」と挨拶があった。続いて、①「防除に必要な情報の現状と課題について」と題し、奈良県病虫害防除所の総括研究員の國本佳範氏、②「JPP—NETのコンテンツと利活用」と題し、（社）日本植物防疫協会の植野節子氏、③「農薬メーカーが持つ農薬情報と提供」と題し、三共アグロ(株)の津田幹雄氏の3氏が具体的な情報内容や生産現場での利用方法について紹介した。

3. 第6回農薬登録制度に関する懇談会について

農林水産省消費・安全局は、農薬登録制度に関する懇談会を1月22日開催し、「作物残留試験の例数の取扱い」について検討した。検討結果は事務局が「農薬の登録申請に係る試験成績について」の局長通知改正（案）にまとめ農水省のホームページでパブリックコメントを実施した後、施行する予定（経過措置は3年で検討）。なお、作物のグループのルール等については国際的に検討されている内容等も考慮し、我が国におけるルールについて関係者との間で科学的情報を交換し、具体的な案を検討していきたいとした。ただ、作残GLP導入に伴い都道府県の分析機関の動向が問題となり、作残試験に関するデータ作成の実効性の疑問が残された。

なお、「作物残留性試験の例数等改訂についての考え方（案）」を下記にまとめたので参考にされたい。

作物残留性試験の例数等改訂についての考え方(案)

全国農薬協同組合

I. 作物残留性試験に関する基本的な考え方

最大残留基準値（MRL）のCodexにおける定義

最大残留基準値は以下の目的のために設定

- ①残留農薬の最大濃度である（mg/kgで示される）
- ②農薬使用の使用基準（GAP）に基づくものである
- ③最大残留量以下の残留農薬を含む農産物から製造される食品は、毒性学的に許容できると考えられる

このため、残留基準値の設定にあたっては、使用基準を遵守していれば、これを超過することがないものとし、一方、設定した使用量より多く使用した等の場合にあっては、残留基準値の超過により不適正な農薬使用が確認できるように、科学的根拠に基づいて行う必要がある。

1. 作物残留性試験の例数

統計処理が可能な例数であることを基本とし、作物毎の生産量、農産物摂取量及び栽培地域の偏りを考慮して作物を4つに分類し、それぞれの分類毎に原則とする試験例数を設定。なお、毒性試験の結果から、ARfD（急性参照用量）が設定されることが予想される農薬であって、ARfDを超える可能性の高い作物については、試験例数をさらに追加する。

2. 作物残留性試験の実施条件

作物の分類毎に設定した試験例数から、使用方法等を考慮し、具体的な試験実施条件を設定する。

3. 作物残留性試験成績の読替等の拡大

剤型間の読替、使用方法間の読替を国際的に認められる手法を参考にして拡大する。また、統計処理により、同一の分布に含まれることが確認されれば、外挿を可能とする。

食品群に適用する基準値（グループMRL）の設定

作物の類縁性、同一の使用基準の場合を前提とし、科学的根拠に基づき、順次導入する方向で厚生労働省と調整する。

- ・作物グループの代表のデータでグループをカバーする→グループ基準値
- (参考) 果菜類において、ナスのデータでトマトの基準値を作成する→外挿

II. 具体的な対応

1. 作物残留性試験の例数

(1) 主要作物6例以上

- ①生産量が30万トン以上の作物
- ②生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以上のもの(主要な栽培地域に偏りのあるものは除く)

(2) 準主要作物3例以上

- ①生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以下のもの
- ②「生産量が30万トン以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」または「生産量が3万トン以上30万トン以下の作物のうち1日の農産物摂取量が1%以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」

(3) マイナー作物2例以上

生産量が3万トン以下の作物

(4) 超マイナー作物 類似作物のデータの利用が可能(例:初期付着量試験等)

生産量が3千トン以下の作物

2. 作物残留性試験の実施条件

(1) 主要作物

原則として、6例以上で、消長試験を2例以上含むこととし、その他は1時点のみの試料採取及び分析試験でも可とする。ただし、使用方法から作物残留上、特に問題とならないと考えられるもの(残留量が定量限界未満例:水稲初期除草剤等)や使用基準より著しく高い投下量でも残留量が定量限界未満の場合については、2例以上とする。

・試験時期:春作と秋作など1年に数作ある作物は、最も残留量が高くなる想定される栽培時期を選んで実施する。ただし、残留量が高くなる時期が分からない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

・試験場所:同一の地域にならないよう考慮して、2県以上で実施することとする。ただし、栽培地域が限定されている作物はこの限りでない。

・栽培条件（施設・露地）：

主として施設で栽培される作物→施設で6例以上とする。

主として露地で栽培される作物→露地で6例以上とする。

※施設、露地いずれでも栽培される作物で、どちらが高い残留を示すかが明らかでない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

（2）準主要作物

原則として、3例以上で、消長試験を2例以上含むこととし、その他は1時点のみの試料採取及び分析試験でも可とする。ただし、使用方法から作物残留上、特に問題とならないと考えられるもの（残留量が定量限界未満例：果樹の除草剤等）や使用基準より著しく高い投下量でも残留量が定量限界未満の場合については、2例以上とする。

・試験時期：春作と秋作など1年に数作ある作物は、最も残留量が高くなると想定される栽培時期を選んで実施する。ただし、残留量が高くなる時期が分からない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

・試験場所：同一の地域にならないよう考慮して、2県以上で実施することとする。ただし栽培地域が限定されている作物はこの限りでない。

・栽培条件（施設・露地）：

主として施設で栽培される作物→施設で3例以上。

主として露地で栽培される作物→露地で3例以上。

※施設、露地いずれでも栽培される作物で、どちらが高い残留を示すかが明らかでない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

（3）マイナー作物

原則として、2例以上で、消長試験を2例含むこととする。

（4）超マイナー作物

類似作物のデータの利用が可能とする（例：初期付着量試験等）。

3. 作物残留性試験成績の読替の拡大

（1）剤型読替の拡大

以下の場合異なる剤型（製剤）であっても読替を認める。

水で希釈して散布する製剤（マイクロカプセル剤等の徐放性製剤は除く。）において、使用時期が収穫7日より前までの場合には読替を認める（→EUガイドライン）。

（2）散布量又は散布濃度の読替の拡大

散布量（有効成分投下量）又は散布濃度（有効成分濃度）が申請における使用量又は使用農薬の±25%以内である場合には読替を認める。

（3）散布回数読替の拡大

散布回数が申請における散布回数の±25%以内である場合には読替を認める。

例：4回±1回

ただし、最終散布以前の散布が残留量に影響を及ぼすことがないことを、最終散布直

前の残留量により確認（ほとんど残留しない）できれば、作物残留試験上の観点からは、散布回数を制限しない。

（４）収穫前日数の読替の拡大

収穫前日数が、申請における収穫前日数の±25%以内である場合。

※なお、上記（２）～（４）については、いずれか１つのパラメータのみの読替に限るものとし、複数のパラメータは同時に適用しない。

４．その他例数に係る事項

（１）使用方法等からの例数の変更

① 倉庫くん蒸剤

一般的な圃場とは違い環境条件によるバラツキは少ないことから、主要作物または準主要作物においても２例以上とする。

② 有人ヘリ散布、無人ヘリ散布

地上防除の既登録範囲内において、航空防除等への使用方法拡大を行う際には、地上防除の作物残留試験の半数の例数で申請可とし、検査の結果、残留値が異なる場合には追加試験を要求するものとする。

※無人ヘリ防除と地上防除との比較試験は、現在運用上で実施しているが、ガイドラインには明確に規定していない

（２）ARfD（急性参照用量）を考慮した例数の変更

主要作物や準主要作物について、毒性試験の結果から、ARfDが設定されることが予想される農薬であって、推定摂取量（ $IESTI$ ：基準値×3）がARfDを超える可能性が高い作物については、例数を８例以上とする。

例）主要作物：りんご、キャベツ、レタス、トマト

準主要作物：ブロッコリー、ぶどう、ピーマン、ほうれんそう

（３）作物間読替の拡大

海外で作物群基準値（グループMRL）が設定され、国内における使用基準がグループ内の作物で共通である場合、検証して妥当であれば、日本でも当該グループMRLを活用することを考える（ただし、きゅうりとズッキーニのように海外における大小の関係が日本におけるものとは異なる例もあるので、検証して我が国に適用させるものとする）

<留意事項>

・残留基準値の設定ルール及び作物の分類の扱いについては、厚生労働省との調整が必要。国際的に行われている作物グループや作物間のデータ外挿については、我が国における科学的データの収集及び判断に基づいて、作物の分類学上の類縁可食部の形態、農薬の使用方法、残留値において同等と確認されたものについて順次導入していくものとする。

① 都道府県と連携し、作物グループや作物間の読み替えのために不足している科学的データの作成。

② 農薬工業会や関係機関によって作成された関連する科学的データの活用。

③ 海外での読替を行って登録を取得した際、その妥当性を科学的に証明した作物残留性データ等の、我が国で登録を取得するに当たっての活用。

なお、国際的な作物グループ及び作物間の読替と日本における作物グループ及び作物間の読替については、別添資料のとおり。

(4) 試験成績の外挿

既存データとの比較試験（ブリッジングスタディ）を行って、同一の分布であることが確認できれば、外挿可能とする。

(5) 海外における作物残留試験成績の受け入れ

GAPが我が国のものに比べ、±25%以内であれば、ある一定の条件（施設栽培等）においては、受け入れ可能とする。現行の作物残留性試験ガイドラインに必要な事項を追加する予定（今年度中）。

Ⅲ 具体的な対応

(1) 既登録剤の取扱いについて

・個別農薬、作物については、リスクの程度に応じて優先度を定めて行うものとする。全ての剤に適用するか等については、5年後の見直しの検討項目にも関連するざろんの中で行っていく。

(2) 本案の経過措置について

- ・新規と適用拡大の剤については、原則として本ガイドライン策定後の経過措置は3年を目途とする。
- ・ガイドラインで策定した事項については、広く周知に努めるものとする。
- ・万が一、何らかの事情で、シミュレーションで想定した作物残留試験の低減が経過措置期間内で十分に図られない場合や、作物残留試験のGLP施設が不足する場合などにおいては、問題の解決に向けた検討を行うものとし、本ガイドラインを策定して2年経過した後、本懇談会において議論する。

注) この資料は農水省から出された正式ものではなく、懇談会を傍聴し全農薬の事務局がまとめたものなのであくまでも参考として取り扱って下さい。(M)

4. 第70回植物防疫研修会

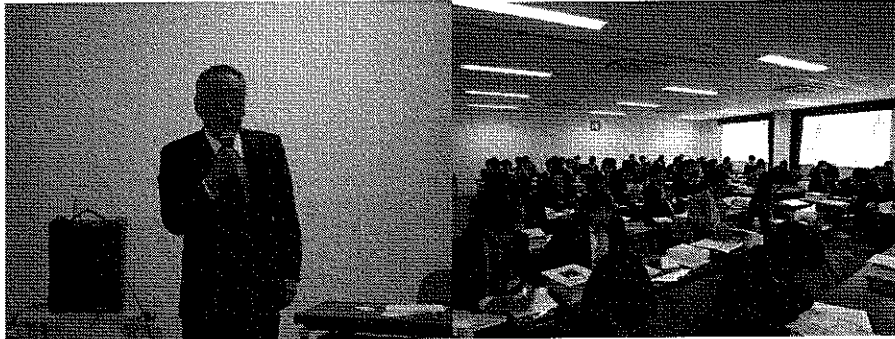
日時：1月26日（月）～1月30日（金）

場所：日本植物防疫協会牛久研究所

研修参加者：組合員34名、農薬メーカー30名、一般6名。今回から場所を（社）日本植物防疫協会牛久研究所に移し、5日間の日程で実施。全農薬、農薬工業会の他に大学、都道府県、一般からの参加者も含め総勢70人となった。当組合からは、全国農

薬安全指導者協議会の田中新会長が開会式で挨拶を述べた。

○挨拶する（社）日植防岩本理事長 ○牛久研究所での研修の様子



○研修生を前に挨拶する田中安全協会長（会長としての初仕事）



5. 全農薬受発注システム利用説明会

日時：1月30日（金）13時30分～15時30分

場所：情報オアシス神田 会議室

出席者：松木理事長、青木副理事長、鈴木常務理事、岩淵常務理事、大森IT・広報委員長、堀江参事、賛助農薬メーカー18社

〈説明会の内容〉

- ① 平成19年10月利用スタート以来1年強経過した中で利用メーカー5社から業務改善（コスト低減）の事例紹介があった。
- ② 利用メーカーから業務改善事例としては、受注作業の効率化（FAX受注時と比較して70%削減）、誤出荷防止、納期回答の迅速化、通信費削減、FAX用紙代の削減、受注以外の労働時間の削減、受注担当者のストレス

軽減につながっているとの具体的な発表があった。

- ③ 説明会へ出席の全農薬執行部（組合員）からも全農薬受発注システム利用により通信費の大幅削減となっている業務改善（コスト低減）事例が紹介された。

6. 組合員名簿訂正

平成21年1月現在の「組合員名簿」中、以下の間違いがありましたので、お詫びするとともに以下の内容に訂正願います。

○土佐肥料販売㈱（P15）

代表者名：石崎 武 ⇒ 石崎 武

住所：高知市南久保115 ⇒ 高知市南久保10-31

○中川薬品㈱

住所：京都府福知山市中152番地 ⇒ 京都府福知山市中ノ52番地

〒：620-0041（P4）、620-0014（P12）

上記の〒番号を ⇒ 〒620-0036

○神山物産㈱（P5）

住所：新潟市流通センター3-3-2

⇒ 新潟市西区流通センター3-3-2

○中澤氏家薬業（株）（P15）

代表者：中澤 威 ⇒ 中澤栄一郎

○トヨハシ種苗㈱（P11）

代表者：二村 誠 ⇒ 川西裕康

7. 組合員の異動

〔代表者名変更〕

○ 株式会社 石沢商事（富山県）

旧：日光義弘 ⇒ 新：河西良司

○ 株式会社 ダンノウ（兵庫県）

旧：寺内洋二 ⇒ 新：川添容一

8. 「スカイテックヤマハ会20周年記念」

日時：平成21年2月20日（金）14時から

場所：日本海運倶楽部

出席者：羽隅理事相談役、宮坂技術顧問

9. 訃 報

株式会社高岡屋代表取締役会長：宇野淳一（享年72歳）様におかれましては
2月18日（水）ご逝去されました。
謹んでお悔やみ申し上げます。

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

平成 21 年 2 月 25 日（水）	平成 21 年度北海道地区会議（札幌）
4 月 16 日（木）	第 244 回理事会
7 月 14 日（火）	第 35 回安全協常任幹事会
9 月 17 日（木）	第 245 回理事会
10 月（予 定）	第 71 回植物防疫研修会（牛久）
10 月 27 日（火）	監査会
11 月 24 日（火）	第 246 回理事会
11 月 25 日（水）	第 44 回総会・第 32 回全国集会・記念 P （平河町：海運クラブ）
12 月 10 日（木）	第 247 回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

2 月 27 日（木）	代議委員会及び理事会
4 月	資産運用委員会及び財政検討委員会
7 月	理事会
8 月	資産運用委員会及び財政検討委員会
9 月	代議委員会及び理事会

賛助会員からのお知らせ

三井化学株式会社農薬化学品事業部から全国農薬協同組合宛、エトフェンブロックス〔商品名：トレボン〕剤の稲わら基準案の変更についての「お知らせ」が来ておりますので、以下に掲示いたします。

2009年2月25日

全国農薬協同組合 御中

三井化学株式会社
農業化学品事業部

エトフェンプロックス（トレボン）剤の稲わら指導基準案の変更について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、エトフェンプロックス剤（以下本剤）を使用した稲わらを飼料として給与する際の指導基準案（平成20年12月11日付け20消安第9144号畜水産安全管理課長通知。以下「指導基準案」）が出されておりましたが、同消費・安全局畜水産安全管理課から平成21年1月29日付け「指導基準案」の廃止文書（別添）が各県に発出されました。

従いまして、「指導基準案」の廃止により、本剤は、水稻の重要薬剤として生産者の皆様に従前どおり、お使い頂くことができます。
また、弊社と致しましては、ポジティブリスト制度に対応して畜産物への残留基準値を適正かつ早期に設定することも重要と考えており、既に関係府庁に協力して、本剤の基準値設定のための作業を開始しております。

本件、関係先各位におかれましては、大変ご心配をお掛けいたしました。が、「指導基準案」の廃止及び畜産物残留基準値の早期設定作業をご理解頂き、本剤の普及推進に関し、倍旧のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本剤に関わるお問い合わせ、対応等のご要請がございましたら、ご遠慮なく下記までご連絡頂けますようお願い致します。

敬具

記

<お問合せ先>

三井化学（株）農業化学品事業部

登録グループ 大沼 一富 TEL 03-6253-3803

国内アグログループ 桜間 千明 TEL 03-6253-3794

電子メールでのお問合せ先： Trebon@mitsui-chem.co.jp

<ご参考>

尚、農薬工業会を通じて弊社が入手致しました農林水産省の「指導基準案」の変更通知（3文書）並びに、農水省の飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正案についての意見・情報の募集結果について：平成21年2月3日付け同省のホームページ（以下「募集結果」）を添付させていただきます。

上記3文書並びに「募集結果」から本剤に関しまして、以下の事項（抜粋）を確認することができました。

- 1) 本剤の使用制限案が記載された平成20年12月11日付け20消安第9144号 畜水産安全管理課長通知が廃止されたこと。
- 2) 本剤は、食品衛生法における畜産物の残留基準として、暫定的な一律基準（0.01ppm）が設定されている。これは、我が国の飼料給与実態等を反映したものであるのではない。
- 3) また、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門会議）の方法に基づいて算出した畜産物の残留濃度及び農作物の基準値から推定した農薬の摂取量は、一日許容摂取量（ADI）の8割未満であることから、ヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考える。
- 4) 加えて、これまで、同農薬を使用した稲わら等を給与した結果として、家畜に健康被害を生じた事例もない。
- 5) ついては、今後、関係府省と連携して、我が国の飼料給与実態等を的確に反映した畜産物の残留基準を設定することとし、それまでの間は、従来どおりの取扱いとする。

以上

<添付文書>

- ① 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長発、農薬工業会会長宛
20消安第10847号 平成21年1月29日付け
- ② 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長発、農薬工業会会長宛
20消安第10893号 平成21年1月29日付け
- ③ 農林水産省消費・安全局長発、農薬工業会会長宛
20消安第10846号 平成21年1月29日付け
- ④ 農水省消費・安全局畜水産安全管理課の飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局通知）の一部改正案にていての意見・情報の募集結果について 平成21年2月3日付け

農林水産省からの情報

1. 稲を適用作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて

昨年 12 月 11 日付け、20 消安第 9144 号をもって、農林水産省消費・安全局農産安全課長名の通知があったところであるが、今般、平成 21 年 1 月 29 日付け、農産安全管理課長名で「稲を適用作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて」新たには発出されましたので以下に掲載いたします。(別紙 13~25 頁)

2. 平成 21 年度農林水産主要施策別予算の概要

ご案内の通り、農林水産省では平成 21 年度から、国内に於ける食料供給力強化のため、水田等有効活用自給力強化向上対策に 2,190 億円を予算化し、ただいま国会での予算成立を待っているところです。予算が国会を通過しますと、新年度(4 月)から水田の有効利用が図られ、農薬をはじめとする農業生産資材の使用場面も増えることが想定されます。

皆様におかれましては、これを、絶好の機会ととらえ、日本経済向上に貢献されることをお勧めします。(別紙 26 から 37 頁)

なお、詳細情報は農水省のHP以下のアドレスから入手出来ます。

<http://www.maff.go.jp/j/budget/2009/pdf/2-1-1.pdf>

別紙



20消安第10893号

平成21年1月29日

全国農薬協同組合 理事長 殿

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課長

飼料として利用される稲に対する農薬使用について

このことについて、別添のとおり通知したので、お知らせする。



20消安第10847号
平成21年1月29日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて

平成21年1月29日付けで「飼料の有害物質の指導基準の制定について(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知)」が一部改正され、平成21年8月1日より施行されることから、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、これに伴い、「稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて(平成20年12月11日付け20消安第9144号畜水産安全管理課長通知)」は廃止するので申し添えます。

記

1 指導基準について

今般、農薬取締法(昭和23年法律第82号)で規定する稲に対する使用方法に従って農薬を使用した場合の稲わら及び稲発酵粗飼料への残留性に関する試験成績を踏まえて、「飼料の有害物質の指導基準の制定について(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知)」を改正し、稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準を設定しました。

なお、稲発酵粗飼料について当該試験成績がない場合には、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値又は稲わらについての試験成績を水分含有量で補正した値を指導基準として設定しました。

2 指導基準を定めた農薬及びそれらを使用した飼料の取扱いについて

(1) フサライドについて

「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル(平成20年12月25日付け20生畜第1510号畜産振興課長通知)」に記載された農薬ではないことから、今後とも稲発酵粗飼料の生産の際には使用しないよう対応願います。

(2) イミダクロプリド、テブフェノジド及びブプロフェジンについて

通常の飼養管理では粗飼料の給与割合は7割以下であることから、稲わら等における農薬の残留実態を踏まえれば、畜産物の残留基準を超えることはないものと考えます。このため、今後とも適切な飼養管理を行うよう指導願います。

3 エトフェンプロックス及びトリシクラゾールの取扱いについて

2農薬には、食品衛生法における畜産物の残留基準として、暫定的な一律基準（0.01ppm）が設定されています。これは、我が国の飼料給与実態等を反映して設定したものではありません。

また、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の方法に基づいて算出した畜産物の残留濃度及び農作物の基準値から推定した農薬の摂取量は、一日許容摂取量（ADI）の8割未満であることから、ヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えます。

加えて、これまで、2農薬を使用した稲わら等を給与した結果として、家畜に健康被害が生じた事例もありません。

については、今後、関係府省と連携して、我が国の飼料給与実態等を的確に反映した畜産物の残留基準を設定することとし、それまでの間は、従前どおりの取扱いとします。



20消安第10846号
平成21年1月29日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知）」を別添のとおり改正し、平成21年8月1日から施行します。

つきましては、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 改正の趣旨等

現在、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、自給飼料基盤に立脚した畜産経営により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することを目的として、稲わらの利用拡大並びに稲発酵粗飼料の生産及び利用の拡大の取組を推進しているところです。この取組を円滑に推進し、これらの飼料を給与した家畜及び家畜由来の畜産物の安全並びにその円滑な流通を確保するためには、科学的根拠に基づいた、①稲わら等における農薬の残留実態を考慮した残留基準の設定、②残留基準及び我が国の飼料の給与実態を踏まえた食品衛生法に基づく畜産物の残留基準の設定が必要です。

このため、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）における飼料の残留基準の設定の考え方に基づく評価等を踏まえ、「飼料の有害物質の指導基準の制定について（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知）」を改正し、新たに31農薬について稲わら及び稲発酵粗飼料の残留農薬の指導基準を設定し、さらに、そのうち4農薬については以下の対策を講ずることとしました。なお、当該対策については、今後、食品衛生法に基づく畜産物の残留基準の改正が行われる際に、適宜、見直しを検討することとします。

- (1) フサライドは、当分の間、稲発酵粗飼料用稲に使用しないこと。
- (2) イミダクロプリド、テブフェノジド又はブプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）の給与割合は、当分の間、飼料全体の概ね7割以下に抑えること。

2 新たに指導基準を定めた稲わら及び稲発酵粗飼料について

稲わら及び稲発酵粗飼料については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（平成18年5月26日付け18消安第2321号農林水産省消費・安全局長通知）」の第2の1の(2)において、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）以下「省令」という。）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まれるとされていますが、今回、新たに指導基準の対象とした稲わら又は稲発酵粗飼料は、省令の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象外とします。

(別 添)
「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号畜産局長通知)新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別 紙	有 害 物 質 名	有 害 物 質 名	別 紙
種類	有 害 物 質 名	有 害 物 質 名	種類
単位：ppm		単位：ppm	
基準	対象となる飼料	対象となる飼料	基準
イミダクロプリド	稲わら 稲発酵粗飼料		10
カルボスルファン	稲わら 稲発酵粗飼料		3
クロチアエジン	稲わら 稲発酵粗飼料		0.7
スピノサド	稲わら 稲発酵粗飼料		1
ダイアジノン	稲わら 稲発酵粗飼料		2
チアクロプリド	稲わら 稲発酵粗飼料		1
チアメトキサム	稲わら 稲発酵粗飼料		0.5
チアフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料		0.2
フィプロニル	稲わら 稲発酵粗飼料		0.2
フェンチオン	稲わら 稲発酵粗飼料		0.1
フェントエート	稲わら 稲発酵粗飼料		20
プロプロフェジン	稲わら 稲発酵粗飼料		10
マラチオン	稲わら 稲発酵粗飼料		0.2
メトキシフェノジド	稲わら 稲発酵粗飼料		0.1
アゾキシストロビン	稲わら 稲発酵粗飼料		2
			0.1
			2
			0.1
			2
			1
			25
			15
			0.2
			5
			2
			5

エディフェンホス	1	稲発酵粗飼料	重金属等		
クロロタロニル	10	稲わら			
チウラム	1	稲発酵粗飼料			
カルベンダジム、チオリアネート、チオリアネートメチル及びベノミル	0.2	稲わら			
フアライド	0.1	稲発酵粗飼料			
フルジオキソニル	0.04	稲わら			
フルトラニル	0.02	稲発酵粗飼料			
フロクロラズ	0.3	稲わら			
メタラキシル	0.1	稲発酵粗飼料			
2, 4-D	0.1	稲わら			
グリホサート	130	稲発酵粗飼料			
グルホシネート	0.05	稲わら			
ジクワット	0.1	稲発酵粗飼料			
パラロート	0.2	稲わら			
ハロスルフロンメチル	0.5	稲発酵粗飼料			
ペンタゾン	0.05	稲わら			
鉛	0.3	稲発酵粗飼料	重金属等		
カドミウム	0.1	稲発酵粗飼料			
水銀	3.0	配合飼料、乾牧草等			
ひ素	7.5	魚粉、肉粉、肉骨粉			
	1.0	配合飼料、乾牧草等			
	2.5	魚粉、肉粉、肉骨粉			
	0.4	配合飼料、乾牧草等			
	1.0	魚粉、肉粉、肉骨粉			
	2	配合飼料、乾牧草等(稲わらを除く)			
	7	稲わら			

かび毒	アフラトキシンB1	魚粉、肉粉、肉骨粉 配合飼料（牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く）、豚用（ほ乳期子豚用を除く）、鶏用（幼すう用及びプロイラー前期用を除く）、うずら用） 配合飼料（ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、プロイラー前期用）	7	0.02	0.01
<p>注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料には、混合飼料を含む、養殖水産動物用飼料は含まない。</p> <p>2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びびートパルプを指す。</p> <p>3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。</p> <p>4. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。</p> <p>5. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。</p> <p>6. 牛（肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛をいう。）にイミダクロプリド、テブラフェノジド又はプロフェジンを使用した粗飼料（乾牧草、生牧草、稲発酵粗飼料、サイレージ等）を給与する場合、当分の間、その割合を飼料全体の概ね7割以下に抑えること。</p>					

○飼料の有害物質の指導基準の制定についての一部改正案に対する御意見及びこれに対する回答

今回、指導基準の設定等に用いた評価方法について多数の御質問や御意見を頂きましたので、まず、評価方法を説明いたします。

今回の指導基準等の設定の際に用いた評価方法については、平成20年12月24日に開催された農業資材審議会飼料分科会の資料の一部として公表しておりますので、併せて参照してください。また、今後、評価方法の詳細についても公表することとしております。

評価方法の概要について

評価は、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)における飼料の残留基準設定方法に則った以下の方法に従って科学的に行いました。この方法は既に米国やEUで取り入れられています。(<http://www.fao.org/ag/agp/agpp/pesticide/JMPR/Download/FAOM2002.pdf> を参照してください)

1) 稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準の設定

農薬取締法の使用基準に従って稲に農薬を使用した場合の稲わら等における残留物を分析します。このうち最も高い残留濃度に基づいて、厚生労働省が農作物の残留基準を設定する際に用いる方法により、稲わら等の指導基準を設定します。

2) 飼料中の最大残留農薬濃度の算出

1)の指導基準及び農薬の使用が認められている農作物の残留基準と「飼料の最大給与割合(注)」から、乳牛及び肉牛に給与する飼料全体における想定しうる最大残留農薬濃度を算出します。

注:「飼料の最大給与割合」としては、配合飼料工場等のアンケート結果から農家ごとに飼料原料の給与割合を算出し、このうち最も高い給与割合を用います。

3) 畜産物中の残留農薬濃度の算出

- ・動物に一定濃度の農薬を含む飼料を一定期間投与し、畜産物中の残留農薬濃度を測定します。
- ・投与した飼料中の農薬濃度と2)で算出した飼料中の最大残留農薬濃度を比較し、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳における残留農薬濃度を算出します。

今回評価を行った農薬の試験成績は、JMPR等のホームページから入手可能です。(<http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/pm/lpc/en/> 等を参照してください)

4) 食品衛生法における畜産物の残留基準との比較

3)で算出した畜産物中の残留農薬濃度(推定残留濃度)と食品衛生法における畜産物の残留基準(残留基準)を比較します。

- ・「推定残留濃度 ≤ 残留基準」であれば、1)の飼料の指導基準を確定します。

- ・「推定残留濃度 > 残留基準」であれば、生産現場で実行可能な対策を検討します。まずは、粗飼料の給与割合を制限することを検討し、次に飼料への農薬の適用を制限することを検討します。
- ・対策によって「推定残留濃度 ≤ 残留基準」となれば、飼料の指導基準を確定するとともに粗飼料の給与制限等の対策を講ずることとします。

5) 食品衛生法における畜産物の残留基準の見直し

3) で算出した畜産物中の残留農薬濃度及び農作物の残留基準から、厚生労働省の用いる方法に従って農薬摂取量を推定し、一日許容摂取量 (ADI) の80%を下回るかどうかを確認します。

下回っている場合は、関係府省と連携して、我が国の飼料給与実態等を的確に反映した畜産物の残留基準を設定します。

今後とも上記の方法によって指導基準の設定等を行うこととします。

指導基準の設定等に用いた評価方法以外の御質問に対する回答は以下のとおりです。

御意見の概要	回答
指導基準の設定の背景、経緯等について	
<p>今回の改正に至った経過等のより詳しい説明が望まれる。説明会等を開催して生産者や関連業界の理解と協力を得ることが必要である。また、今後、今回と同様に指導基準の一部改正を行う場合、事前に説明をお願いするとともに、現場で混乱を招かない適用時期の設定をお願いしたい。</p> <p>【同旨他9件】</p>	<p>飼料自給率の向上対策の一環として、稲わら等の利用拡大を進めるには、これらの飼料を給与した家畜及び家畜由来の畜産物の安全並びにその円滑な流通の確保が重要です。そのため、科学的データを用いて稲わら等の指導基準の設定を行いました。</p> <p>現時点において、今回評価した農薬成分が畜産物から検出された事例は承知しておりません。</p>
<p>今回の検討の背景には、畜産物から残留農薬が検出されたことがあるのか。</p> <p>【同旨他1件】</p>	<p>今後とも関係者の理解と協力の下で指導基準の設定に取り組んでいきます。</p>
<p>なぜ、食用の米に認可されている農薬を散布した稲わらを牛に給与して問題になるのか詳しく教えてください。</p> <p>【同旨他1件】</p>	<p>米を生産する際、必要に応じて農薬を使用します。一般的に、玄米は脱穀などの過程で残留濃度が低減しますが、稲わらでは玄米より残留濃度が高い傾向にあります。</p> <p>また、農薬の化学的性質によっては、飼料</p>

中の残留農薬が乳や肉に蓄積します。
 したがって、残留濃度が高い稲わらを家畜に給与すると玄米と比べて乳や肉での残留濃度が高くなる可能性があります。
 このため、今回、稲を適用農作物とする33農薬について評価を行い、必要に応じて指導基準を設定しました。

リスク管理措置を講ずる場合の問題点について

エトフェンプロックス、トリシクラゾール及びフサライドは、①国内シェアが広く、基幹農薬であり、②既に21年度の防除歴が出来上がっており、農薬の注文も終了しており、③代替剤の確保には月日を要します。
 また、エトフェンプロックス及びトリシクラゾールを使用した稲わらについては、在庫分と21年産のものを廃棄する事態を引き起こすことになり、①稲わら確保のために、本来の米生産に影響すること、②国内の粗飼料不足により自給率向上施策に逆行すること、③水田ほ場における焼却処理等の環境問題等、様々な問題を引き起こす可能性

エトフェンプロックス及びトリシクラゾールには、食品衛生法における畜産物の残留基準として、暫定的な一律基準(0.01ppm)が設定されています。これは、我が国の飼料給与実態等を反映して設定したものではありません。
 また、畜産物中の残留濃度及び農作物の基準値から推定した農薬の摂取量は、一日許容摂取量(ADI)の約7割程度(エトフェンプロックス)又は約4割程度(トリシクラゾール)であり、ヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えます。
 加えて、これまで、2農薬を使用した稲わら

が懸念されます。

以上の理由により、本改正案の短期的施行は現実的ではなく、現場に混乱を来します。よって、改正案の適用には、十分な経過措置期間を設けるとともに、科学的根拠に基づいた早急な畜産物の基準値の見直しをお願いしたい。

【同旨他42件】

等を給与した家畜に健康被害が生じた事例もありません。

今後、関係府省と連携して、我が国の飼料給与実態等を的確に反映した畜産物の残留基準を設定することとし、それまでの間は、従前どおりの取扱いとします。

フサライドは、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」に記載された農薬ではなく、生産現場では稲発酵粗飼料に使用されていないと考えます。したがって、今後ともこのマニュアルを遵守するよう通知することとし、稲わらの方に指導基準を設定します。

成分規格等省令の見直しについて

イミダクロプリドについては、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)」において牧草に6ppmの残留基準値が設定されており、今般提案の稲わらの指導基準値が既に設定されている牧草の基準値を上回ることから給与割合の制限が提案されることになったと推察される。しかしながら、指導基準案

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)に定める牧草の農薬の残留基準は、今後、畜産物の残留基準の見直しに併せて検証を行うこととしております。

<p>と最大残留量に隔たりが認められることから、給与割合の制限は不要と考える。</p> <p>【同旨他2件】</p>	
<p>指導基準の適用範囲について</p>	
<p>この改正がされたあと、平成20年産の稲ワラの扱いはどうなるのでしょうか。平成21年産以降の稲ワラから適用となるのか、平成20年産の稲ワラも対象となるのか、はっきりしていただかないと、現場での対応がとれません。</p>	<p>指導基準はすべての稲わら等が対象です。なお、農薬取締法の使用方法に従って適切に農薬を使用した稲由来の稲わら等であれば指導基準を遵守できることから、飼料として利用することができます。</p>
<p>輸入稲わらの取扱いについて</p>	
<p>輸入稲わらについて、栽培履歴または農薬残留検査結果の添付等について検討していただきたい。今回の規制は、輸入品も対象とのことだが、輸入された稲わらの農薬の使用履歴の把握が困難な中で、飼料給与の可否について現場でどのように判断すれば良いのか。</p> <p>【同旨他5件】</p>	<p>国産、輸入に係わらず、飼料の製造業者、輸入業者、販売業者及び使用者がそれぞれの段階で製造、輸入、販売及び使用の可否を判断します。</p> <p>なお、中国産稲わら等の生産実態や安全確保方策については、今後、中国側関係者との意見交換等を通じて把握することを検討します。</p>
<p>稲わらは中国産への依存率も高い。本改正案の中国政府との協議スケジュールを教</p>	
<p>えてほしい。中国から輸出される際の安全確認の仕組みをどう作るのか教えてほしい。</p>	
<p>今後の指導基準の設定及びモニタリングの予定について</p>	
<p>今回はわずか33剤の評価で、指導基準として示されているが、水稻防除に使用される農薬は、他にも多数あり、これらの基準設定なくして、代替剤の検討は困難である。</p> <p>一部改正案の中で示されている薬剤のみ(31剤)では、稲作栽培に危機感を漂わせる状況を招きかねず、今後の残留基準値の評価としては、流通量の多い化合物から基準値の再評価を行っていただき現場への不安を払拭されたい。</p> <p>【同旨他3件】</p>	<p>今回は、動物飼養試験又は代謝試験が容易に入手できる農薬を選定しました。</p> <p>今回評価されなかった他の農薬については、評価に必要なデータが整備され次第、順次評価します。</p>
<p>飼料米の利用拡大とコスト削減のため、玄米ではなくもみのままの利用を検討しているが、これの取扱いはどうなるのか明確にしてもらいたい。</p>	<p>今後、給与実態を把握し、もみ米における農薬の残留実態のデータを踏まえた上で、対応を検討したいと考えております。</p>
<p>33農薬について稲わら、稲発酵粗飼料でのモニタリングなど分析結果を公表して</p>	<p>今回定めた飼料中の31農薬の指導基準への整合性については、分析方法の確立と</p>

ほしい。	併せてモニタリングの実施を検討したいと考えております。
農薬の登録検査等について	
<p>「乳汁への残留が認められる場合は、稲わらを家畜飼料として使用しないこと」としているが、乳汁だけですべての畜産物の残留を評価できるのか。乳汁への残留が認められなければ肉等への残留は問題ないのか。</p> <p>【同旨他2件】</p>	<p>現在の農薬の登録検査では、乳汁への残留の有無を確認しています。また、農薬の使用基準は、飼料作物の残留試験結果及び乳汁への残留試験結果から決定しています。</p> <p>今後、関係府省と連携の上、我が国の飼料給与実態等を的確に反映した畜産物の残留基準を設定することとしており、その基準を考慮して使用基準の見直しを行うこととしております。</p>
<p>稲わら及び稲発酵粗飼料の指導基準は農薬の使用基準等には十分に反映されておらず、本基準が制定・適用されても生産現場においてはその遵守が徹底されず、畜産物への残留基準超過など大きな混乱を招くおそれがある。</p> <p>本基準が適用される前に、畜水産安全管理課は農産安全管理課農薬対策室とも十分に連携し、本基準の農薬取締法上における位置づけを明確にし、その内容を農薬使用基準に明記するよう農薬メーカーに徹底</p>	<p>一方、農薬登録の際に必要なデータとして、動物飼養試験等を整備するため、海外における動向も考慮して「農薬登録制度に関する懇談会」で議論し、必要な見直しを行うこととしております。</p>
すべきである。 【同旨他2件】	
<p>基準が提案されている除草剤の中には、グリホサート、グルホシネート、ジクワット、パラコートのような選択性のないものが含まれる。これらは、水田で耕起前や畦畔で使用されるが、稲わらの乾燥促進のため、適用外使用されないよう監視を強化すべきである。</p>	<p>例示された使用方法は適用外なので、農薬取締法違反になります。</p> <p>農薬の使用に当たっては、ラベルに記載された使用基準を遵守する必要があり、従来より農薬危害防止運動等を通じて啓発・指導しております。</p>
<p>当該農薬が残留した稲わら等を食べた家畜の排泄物中に移行した農薬とその代謝物が自然環境に影響を与えないか。</p>	<p>今回評価した農薬が家畜排泄物を經由して自然環境に影響を与えた事例は承知しておりません。なお、農薬の登録検査の際には、動物代謝試験でその代謝分解物を確認するとともに、土壌残留性試験成績、魚類等に対する毒性試験成績、天敵昆虫等影響試験成績を要求し、その評価を行っております。</p>
<p>当該農薬が残留した稲わら飼料を食べた家畜の糞を堆肥にした場合、農作物に薬害を与えないか。</p>	<p>今回評価した農薬が残留した飼料を給与された家畜由来の堆肥による農作物への薬害についての事例は承知しておりません。</p>

国内における食料供給力の強化～食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援～ 水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 2,889億円

水田等有効活用自給力強化向上対策 2,190億円

水田等有効活用促進対策 494億円

- ポイント**
- 食料自給率・自給率向上に資する作物の生産拡大を後押し！
 - 生産調整の拡大に円滑に対応！
 - 米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

○転作の拡大など、新たに自給率・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、物、米粉・飼料用米等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】
【水田等有効活用促進交付金（成継払）のうち生産拡大分＜特途＞ 1,146百万円】
【水田等有効活用促進指導費交付金 784百万円】

【生産条件不利補正交付金（成継払）のうち生産拡大分＜特途＞ 1,146百万円】
【水田等有効活用促進指導費交付金 784百万円】

・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）

大豆、麦、飼料作物：3.5万円/10a

（大豆については単収向上に資する数量的要素を加味）

＜単収3倍以上の場合3千円/畝を加算＞

米粉・飼料用米等：5.5万円/10a

（うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算）

（水田転作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a（助成期間：3年、1年）

・（水田）畑作経営所得安定対策の対象者）

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準

固定払 大豆：2.0万円/10a、小麦：2.110円/60kg（1等Aランク）

成継払 大豆：3.168円/60kg（1等）、小麦：2.110円/60kg（1等Aランク）

○生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携調製施設整備事業） 4,030百万円】

産地確立交付金 1,466億円

- ポイント**
- 既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給率・自給率向上の効果が高まるよう見直し！

○産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう改善

- ・調整水田等不作付地を助成対象から除外する等、自給率・自給率向上の観点から便益を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

耕作放棄地等再生利用緊急対策 230億円

- ポイント**
- 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援！

○耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,680百万円】

① 再生利用活動（賃借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）

・障害物除去、深耕、整地等

・荒廃の程度に応じ3又は5万円/10a（取組初年度のみ）

・土壌改良

2.5万円/10a（最大2年間）

・営農定着（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）

2.5万円/10a（1年間）

② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等）

○農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

【農地有効利用支援補完整備事業 2,360百万円】

その他関連対策 699億円

飼料自給率向上対策 144億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコファイトの生産拡大に向けた支援等を実施

【国産飼料増産対策事業 2,346百万円】

【国産飼料増産対策事業（一部型）のうち飼料増産対策事業 16,448百万円】

【国産飼料増産対策事業（一部型）のうち飼料増産対策事業 250百万円】

【新産地確保水田活用対策事業 5,604百万円】

○国産野菜・果実等の利用拡大対策 56億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策 5,564百万円】

○米粉利用拡大を図る技術開発、多収性種子の安定供給 1億円

米粉の品質特性の解明等基礎技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性種子の安定供給を図る取組を支援

【低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発 67百万円】

【多収性種子の安定供給支援事業 58百万円】

食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 45億円

国産食料品等の購入へポイント付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略的推進事業 1,700百万円】

【国産食料品等ポイント活動モデル実践事業 80百万円】

【食品廃棄物発生抑制推進事業 16百万円】

【フードバンク活動実態調査事業 48百万円】

【フードバンク活動実態調査事業 27百万円】

【フードバンク活動実態調査事業 2,802百万円】

面的集積・水田汎用化関連基盤整備 453億円

担い手への面的集積を図るための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【経営体育成基盤整備事業（一部型）のうち農業経営高度化支援タイプ 2,000百万円】

【経営体育成基盤整備事業（一部型）のうち農業経営高度化支援タイプ 19,111百万円】

【国産農地再整備事業 12,918百万円】

【国産農地再整備事業 2,010百万円】

【地域水田農業支援水対策特別事業 2,010百万円】

【産地担い手育成総合整備事業 9,271百万円】

I 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

1. 国内における食料供給力の強化

(1) 水田等の有効活用による食料供給力向上対策

【水田等有効活用自給力強化向上対策

218,984(147,669)百万円】

【経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ

（公共） 2,000(0)百万円】

対策のポイント

- 水田等を有効活用し、大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。
- 基盤整備を契機とした効率的な経営体への農地利用集積の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

（食料自給率について）

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力・自給率の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

別紙

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円

（水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む）】

【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1,146(0)百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 784(0)百万円】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分 3,000(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）

4,030(0)百万円】

2. 地域の特色ある水田農業の展開

別紙

現行の産地づくり交付金について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるように所要の見直しを行います。

【産地確立交付金 [所要額] 146,605 (147,669) 百万円】

3. 耕作放棄地等の再生・利用のための総合的・包括的支援 I 1 (5) において詳述

貸借により耕作放棄地を再生・利用する取組（障害物除去・深耕・整地等、土壌改良、営農定着）やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策 23,000 (0) 百万円】

4. 農地の有効活用を図る基盤整備の実施

農業生産基盤の整備と、麦・大豆等の効率的生産が可能な大規模経営体への農地利用集積を促進するための関連支援策を一体的に実施することにより、水田等の有効活用を通じた食料供給力の確保を図ります。

経営体育成基盤整備事業（一般型）のうち農業経営高度化支援タイプ（公共）
2,000 (0) 百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

担当課：生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))
経営局経営政策課 (03-6744-2147 (直))
農村振興局整備部農村整備官 (03-6744-2209 (直))
水資源課 (03-6744-1363 (直))
農地資源課 (03-6744-2208 (直))

水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【195,984(147,669)百万円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

(1) 水田・畑へ的大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等の作付支援

新規転作田、調整水田等における食料自給力・自給率向上戦略作物（大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

- ・転作の拡大、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
(配分総額の範囲内で地域で単価調整可)

大豆、麦、飼料作物→3.5万円/10a

(大豆については単収向上に資する数量的要素を加味)

〈単収3俵以上の場合3千円/俵を加算〉

米粉・飼料用米等 →5.5万円/10a

(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

(水田裏作、畑不作付地への作付拡大は1.5万円/10a(助成期間3年、1年))

- ・(水田・畑作経営所得安定対策の対象者)

上記に加え、大豆、麦には経営所得安定対策相当額を助成予定

(参考) 経営所得安定対策助成水準

固定払 大豆：2.0万円/10a、小麦：2.7万円/10a(助成平均水準)

成績払 大豆：3,168円/60kg(1等)、小麦：2,110円/60kg(1等Aランク)

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円

(水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む)

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金(成績払)のうち生産拡大分(特会) 1,146(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金 784(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

(2) 戦略作物の生産性向上への支援

食料自給力・自給率向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策分	3,000(0)百万円	補助率：定額
	事業実施主体：農業者団体等	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）	4,030(0)百万円	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体等	

2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給力・自給率向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地を助成対象から除外等使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金	[所要額] 146,605(147,669)百万円	補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会		

担当課：生産局農業生産支援課	(03-3597-0191(直))
経営局経営政策課	(03-6744-2147(直))
農村振興局整備部農村整備官	(03-6744-2209(直))

(2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策 44,610(54)百万円】

対策のポイント

新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

(新規需要米)

国内の主食用米の需要が年々減少している中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

政策目標

水田をフル活用し、新規需要米（米粉・飼料用米等）の生産規模を拡大

<内容>

1. 米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
4,030(0)百万円
補助率：定額（1/2）
事業実施主体：民間団体等

2. 米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給力・自給率の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円
（水田等有効活用促進対策事業費補助金を含む）
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

3. 多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

〔低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発

(米粉利用を加速化する基盤技術の開発)

67(14)百万円

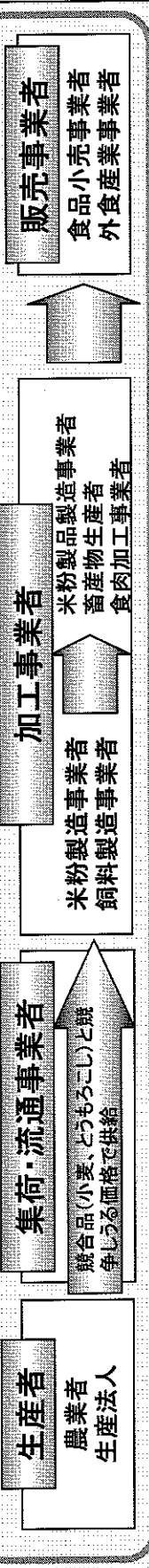
事業実施主体：民間団体等〕

[担当課：総合食料局食糧部計画課 (03-3502-8090(直))]

米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)



支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5.5万円/10a

(うち0.5万円/10aはコスト削減等の取組に対する加算)

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

【施設整備等の支援(補助率:定額(1/2))】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額(1/2))】

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等
基盤技術の開発を実施

(3) 飼料自給率向上対策

【国産飼料生産拡大・利用促進対策 27,248(28,305)百万円】
【配合飼料価格の安定対策 5,000(6,000※)百万円】
(※20年度1次補正 8,500百万円)

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

また、配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てんの財源を積み増します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています(エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です)。

政策目標

飼料自給率の向上

24% (平成15年度) → 35% (平成27年度)

<内容>

1. 粗飼料の生産拡大

別紙1

- (1) 飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を實踐する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

また、水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6,446(5,446)百万円】

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【畜産担い手育成総合整備事業(公共) 9,271(11,058)百万円】

- (2) 国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに、国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

【国産粗飼料増産対策事業 2,346(1,822)百万円】

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

- (1) 地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等）の収集や粗飼料（とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等）の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 250（0）百万円】

- (2) 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家はその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

【エコフィード緊急増産対策事業 663（792）百万円】

- (3) エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

【エコフィード対策推進事業 9（27）百万円】

3. 配合飼料価格の安定対策

「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定対策事業 5,000（6,000）百万円
 （配合飼料メーカー積立分と合わせて100億円）
 [20年度1次補正 8,500百万円]

補助率：定額

事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

（担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））
 〃 畜産企画課（03-3502-0874（直））

粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】
 【その他 26,327(27,486)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ(牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類(とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類(ふすま、米ぬか)、粕類(大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻(はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと)動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上
 24% (平成15年度) → 35% (平成27年度)

<内容>

1. 事業内容

(1) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 6,446(5,446)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体

(2) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR(完全混合飼料)を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

【強い農業づくり交付金 24,416(24,914)百万円の内数】
 補助率：定額(1/2、1/3等)
 事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、新たに国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 2,346 (1,822) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(4) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔耕畜連携水田活用対策事業 5,404 (5,404) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会〕

(5) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成）を行うとともに、新たに、中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援します。

〔畜産担い手育成総合整備事業(公共) 9,271 (11,058) 百万円
補助率：2/3、55/100、1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人〕

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993 (直))
〃 畜産企画課 (03-3502-0874 (直))〕



本当は危ない有機野菜

松下一郎/ 著

エコ農業のウソを告発する会

ISBNコード： 978- 4-19-862671-6

判型/仕様： 四六判 ソフトカバー

定価： 1365 円(税込)

- 第1章 汚染される有機野菜
- 第2章 間違いだらけの有機作物が人体を蝕む
- 第3章 薬物・カビ毒汚染の恐怖
- 第4章 ウソにまみれた「有機神話」
- 第5章 有機リサイクル農法で壊滅する日本の水
- 第6章 そして感染症パニックがやってくる
- 第7章 誰が日本人から食料と健康を奪ったのか
- 第8章 いい有機栽培、悪い有機栽培
- 第9章 安全な野菜の選び方・食べ方
- 第10章 家庭で安全な野菜づくりに挑戦しよう

著者紹介

松下一郎 [マツシタカズオ]

農水省の仕組みに詳しい、現役の施肥技術指導員。GAP指導員。土壌・肥料分析に基づいた栽培指導で現場を回る。4年制大学の水産学科に入学、のち農学科に転科し卒業した異色の経歴を持つ

食の安全が揺らいでいる今、有機野菜などの自然農法が注目を浴びている。少々値段は張るものの、無農薬で安心できるという理由から、有機野菜を選ぶ家庭も増えている。しかし「有機農業」「リサイクル」の美名のもと、非常に多くのデタラメが横行し、さまざまな実害が有機作物や周囲の環境に起きている。作物に広がる毒性カビの繁殖、水質汚染が深刻化、安易な有機栽培による化学物質汚染、薬剤耐性菌の繁殖、さらには下水処理場由来の汚泥リサイクル肥料による水銀被害……。

こうした有機野菜の栽培、摂取を続けることで、水が汚染され、日本人の体が蝕まれ、O157やサルモネラ菌、鳥インフルエンザなどの恐ろしい感染症を引き起こす！

食の安全の意識が高まっているいま、話題騒然の必読書！！ (M)



クリスマスローズ

学名 Helleborus niger キンポウゲ科クリスマスローズ属
Helleborus orientalis (レンテンローズ)

Helleborus: (ヘレボラス) は、ギリシャ語の「地獄」に由来する(荒れた土地に自生することから。)、niger: 黒色の、orientalis: 東方の

原産地 ヨーロッパ、地中海沿岸、西アジアに約20種が分布

特徴 クリスマスローズとは英名で、ヘレボラス・ニガーのことですが、ここでは全て一般的なクリスマスローズという名称を用いて紹介します。ほとんどのものは常緑ですが、チバナナスのように夏に休眠し、地上部の枯れる品種も有ります。

花は中心部の小さい部分で美しく見えるのはガク弁で、咲き終わっても長い間枯れずに鑑賞することができます。

栽培 ほとんどの品種は庭植えに適します 夏の暑さにはやや弱いので、夏の暑い地方では、夏にやや半日陰となる涼しい所が良いです 夏越しさえできれば栽培はし易いです。コルシカス、リビダスなどの木立ち性種は寒さにやや弱いので北海道などの極寒冷地では鉢植えにし、冬は室内に入れた方が良いです。生育適温は0℃~15℃で、秋から春に良く生長します。

品種 お花屋には、オリエンタリスの交配種が花色豊富で、良く出回っています。

本来クリスマスローズとは、クリスマスの頃に咲く原種を指します。2~3月に咲くオリエンタリスは、キリスト教の四旬節(レント)の頃に咲くので'レンテンローズ'と呼ばれ、日本では一般的に、まとめてクリスマスローズと呼ばれています。

※レントとは、イースター前の40日間をいう。イースターとは、春分の日以降、最初の満月の直後の日曜日。キリストの復活を祝う日ですが、春の訪れを喜ぶ日でもあります。